

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年10月1日
【事業年度】	第60期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
【会社名】	イリソ電子工業株式会社
【英訳名】	IRISO ELECTRONICS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 池田 修一
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目13番地8
【電話番号】	045-478-3111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 檜野 万郎
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目13番地8
【電話番号】	045-478-3111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 檜野 万郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2026年9月30日に提出いたしました第60期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

＜内部統制監査＞

監査意見

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

（訂正前）

＜内部統制監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、イリソ電子工業株式会社の2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、イリソ電子工業株式会社が2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

（訂正後）

＜内部統制監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、イリソ電子工業株式会社の2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、イリソ電子工業株式会社が2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効ではないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。